

(仮称) 津市美杉総合文化センターの施設使用料の設定等について

1 趣旨

(仮称) 津市美杉総合文化センターの新設に伴い、センター内に新たな施設及び新たな設備器具を設置することから使用料を定めようとするものです。

2 主な施設・設備器具

- (1) 多目的ホール 定員300人、面積497.54㎡
- (2) 会議室1 定員35人、面積56.00㎡
- (3) 会議室2 定員23人、面積40.00㎡
- (4) 主な設備器具 照明、音響、画像設備

3 使用料設定の考え方

施設使用料の算定については、現在の津市美杉総合開発センターを参考としたところ、概ね利用時間が2時間以内であることから、利用者の実態及び利便性を考慮し、2時間以内の使用料と超過使用料を設定します。

また、多目的ホールの施設使用料については、類似施設の使用料を参考に定めます。

(1) 多目的ホールの施設使用料 (単位 円)

使用区分		使用料		超過使用料	
多目的 ホール	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円以下のとき。	2時間以内	5,000	1時間増すごとに (1時間未満は、1時間とする。)	2,500
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円を超えるとき。		10,000		5,000

使用区分		使用料		超過使用料	
楽屋	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円以下のとき。	2時間以内	200	1時間増すごとに (1時間未満は、1時間とする。)	100
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円を超えるとき。		400		200
	シャワー室		300		150

(2) 多目的ホールの設備器具使用料 (単位 円)

名称	区分	使用時間1時間当たりの使用料
舞台（電動式）	1式（舞台設備器具を含む。）	750
客席（電動式）	1台	750
照明設備	1式	500
音響設備	1式	500
画像設備	1台	500
電源コンセント	1口（1キロワット）	25

(3) 会議施設の使用料

(単位 円)

使用区分	使用料		超過使用料	
会議室 1	2時間以内	1, 4 0 0	1時間増すごとに (1時間未満は、 1時間とする。)	7 0 0
会議室 2		1, 0 0 0		5 0 0

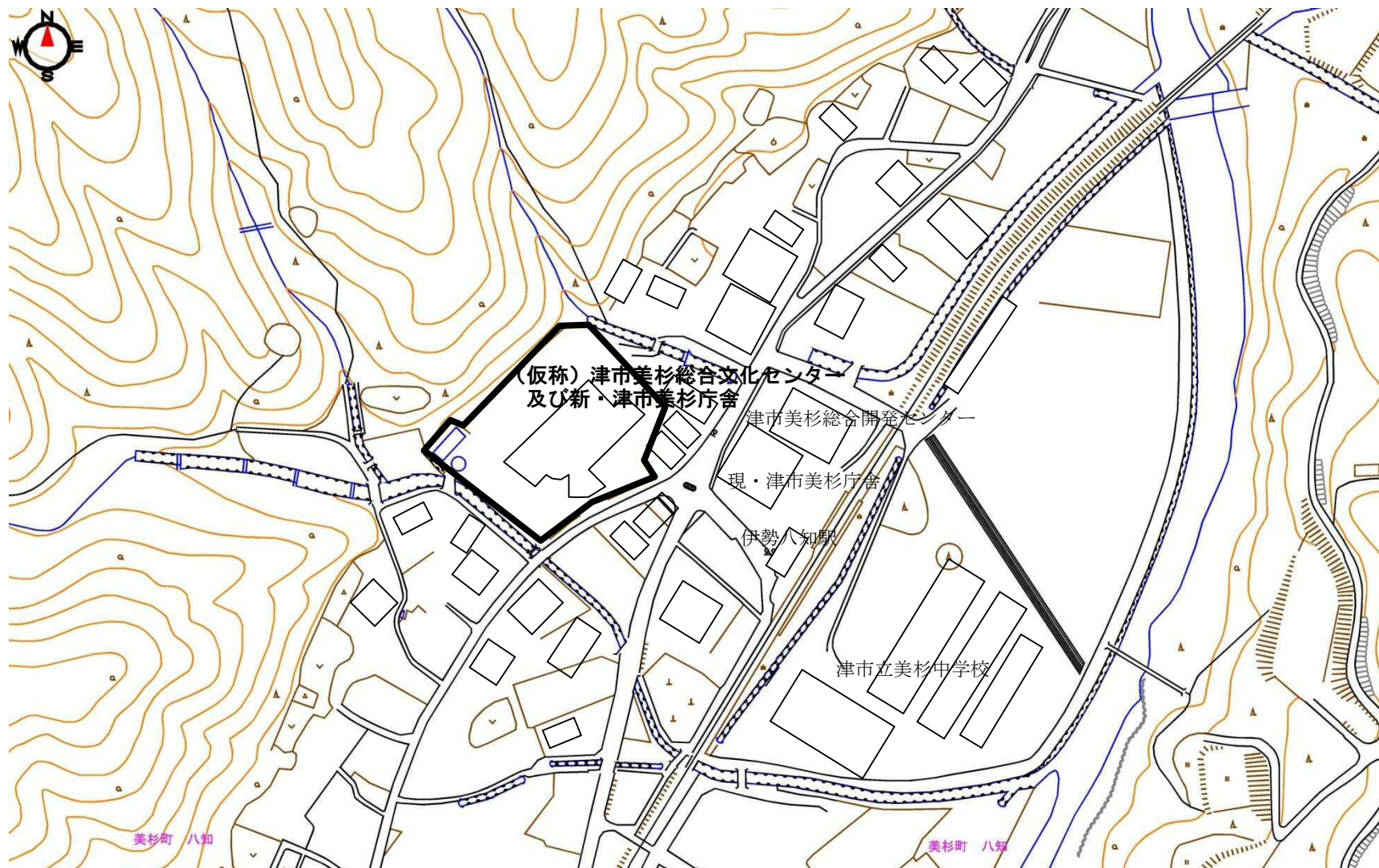
4 施行予定日

平成 2 6 年 4 月 1 日

5 今後の対応

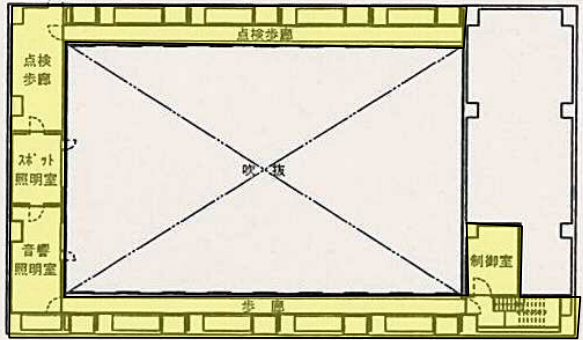
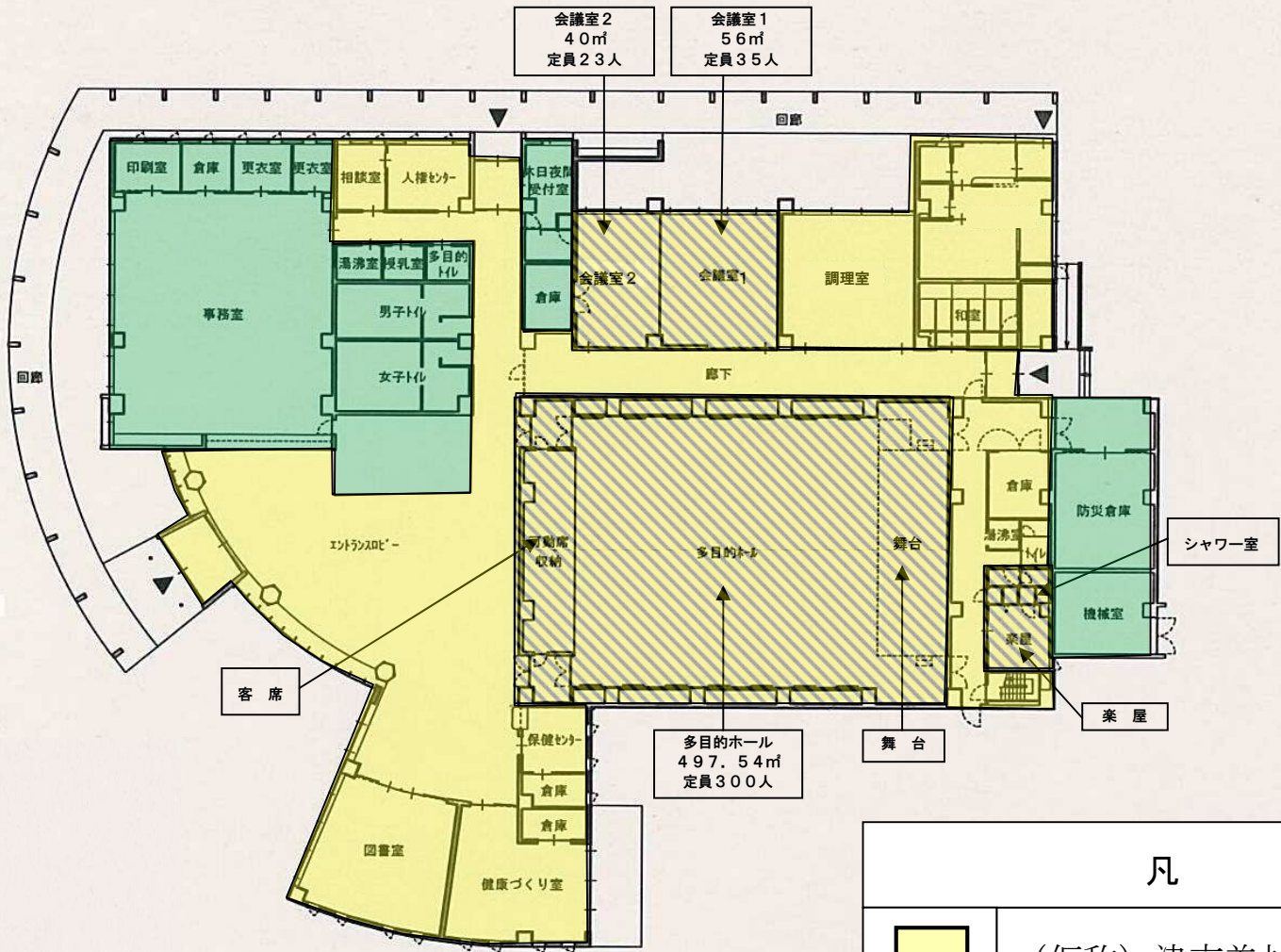
津市美杉総合文化センターの設置及び管理に関する条例の制定についての議案を平成 2 5 年第 4 回津市議会定例会へ提出する予定です。

位 置 図





(仮称) 津市美杉総合文化センター及び新・津市美杉庁舎平面図



凡 例

	(仮称) 津市美杉総合文化センター
	(仮称) 津市美杉総合文化センター で使用料を設定する部分
	新・津市美杉庁舎

関係資料

1 多目的ホール施設使用料参考施設

(単位 円)

施 設 名	定 員	使用区分	使用料等	超過使用料等
文化ホール (津市美里文化センター)	336人	市内居住、在勤者	5,000 2時間以内	2,500 1時間増すごとに
		その他の者	10,000 2時間以内	5,000 1時間増すごとに
アストホール (アストプラザ)	270人	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が千円以下のとき。	10,200 13時～17時	
		入場料等を徴収する場合で入場料等の額が千円を超えるとき。	13,200 13時～17時	

2 多目的ホール設備器具使用料参考施設

(単位 円)

施 設 名	名 称	区 分	使用料等
アストホール (アストプラザ)	舞台(電動式)	1式 (舞台設備器具を含む。)	3,000 13時～17時
	客席(電動式)	1台	3,000 13時～17時
	照 明 設 備	1式	2,000 13時～17時
	音 響 設 備	1式	2,000 13時～17時
	画 像 設 備	1式	2,000 13時～17時
	電源コンセント	1口	100 13時～17時

3 会議施設使用料参考施設

(単位 円)

施 設 名	使用区分		使用料等
津市美杉総合開発センター	洋 室	25平方メートル以上 50平方メートル未満	2,000 13時～17時
	洋 室	50平方メートル以上	2,800 13時～17時